

下水道のしおり



公共下水道整備前



公共下水道整備後

快適な生活をめざして

伸ばそう下水道

春日井市上下水道部

平成30年

目次

◆ 下水道の役割	1
◆ 下水道のしくみ	2
◆ 下水道本管と宅内排水設備	3
◆ 公共下水道が整備されたら必ず接続を	4
◆ 下水道の利用開始までの流れ	6
◆ 下水道工事について	7
◆ 汚水接続ますの設置	10
◆ 宅内排水設備工事の手順	11
◆ 水洗便所改造資金貸付制度	16
◆ 受益者負担金制度	17
◆ 下水道使用料	20
◆ 私たちの下水道を大切に	22
◆ よくある質問	
下水道計画について	24
公共下水道工事について	25
汚水接続ます設置について	26
宅内排水設備工事について	29
水洗便所改造資金貸付制度について	32
受益者負担金について	33
下水道使用料について	37
◆ お問い合わせ先	38

下水道の役割

春日井市では、快適で美しく、いつまでも住み続けたい循環型のまちをめざして、公共下水道の整備を進めています。

公共下水道は、公共用水域※の水質保全や公衆衛生の向上、浸水被害の軽減を始め、快適な生活環境を保持していくうえで大きな役割を担っています。

また、公共下水道は、より多く使用することで効果を発揮できる公共施設ですので、美しい水環境を次の世代に引き継いでいくためにも下水道への早期接続にご協力をお願いします。

なお、下水道工事の期間中は、ご迷惑をお掛けしますが、早期整備に努めてまいりますのでご理解とご協力をお願いします。

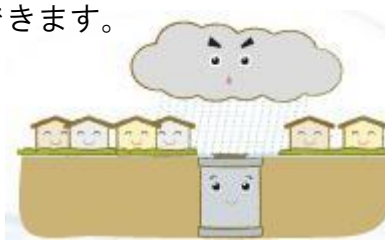
快適な暮らし

公共下水道が整備されると、トイレや台所の水など生活系排水を污水本管へ流すことができます。



安全な暮らし

集中豪雨などで道路や庭に降った雨は、雨水本管を通して河川へすみやかに流れるため、浸水被害を軽減することができます。



下水道が できると

きれいな生活環境

側溝等の身近な場所で、不衛生な污水が溜まらなくなり、蚊やハエなどの発生を防ぐことができ、悪臭もなくなります。



美しい自然環境

家庭や事業所から排出された污水は、浄化センターできれいな水に浄化され、河川へ放流します。その結果、魚など多くの生物が棲むことのできる河川へとよみがえらせることができます。



※ 公共用水域

河川や湖沼、港湾、沿岸海域その他公共の用に供される水域と、その水域に接続する公共溝きょや灌漑用水路その他公共の用に供される水路

下水道のしくみ

下水道には「分流式」と「合流式」があります。

分流式とは

汚水と雨水をそれぞれ別々の管きよで排除する方法

合流式とは

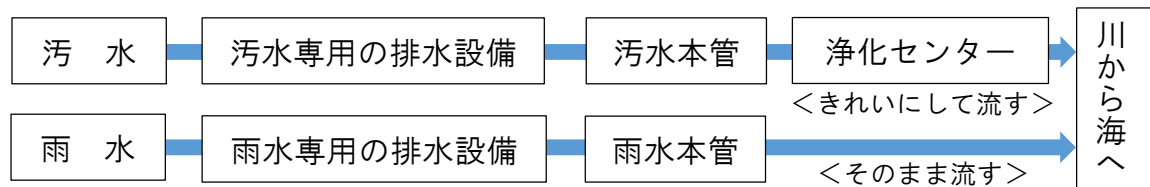
汚水と雨水を同一の管きよに集めて排除する方法

春日井市の下水道は汚水と雨水をそれぞれ別々の管きよで排除する「分流式」を採用しています。

汚水は、汚水本管を通り、浄化センター※まで流れていき、汚れを食べたり吸着したりする微生物の働きにより水を浄化し、きれいな水となります。きれいになった水は、川に流し、海へと流れていきます。

雨水は、水路や雨水本管を通り、そのまま川から海へと流れていきます。

分流式下水道の正しい使い方（汚水と雨水は別々に）



春日井市は、「**分流式**」を採用しています。

雨水は絶対に汚水本管に流さないようにしましょう。

※ 浄化センター 市内には次の3つの浄化センターがあります。

高蔵寺浄化センター（所在地：気噴町6丁目1番地5）

勝西浄化センター（所在地：御幸町2丁目1番地1）

南部浄化センター（所在地：松河戸町1丁目1番地1）

下水道本管と宅内排水設備

下水道は公共下水道と宅内排水設備の2つの施設からできています。

公共下水道

公共下水道とは、家庭から排出される汚水を処理するための一連の施設のことで、汚水接続ますや公道内の下水道本管やポンプ場、浄化センターなどをいいます。

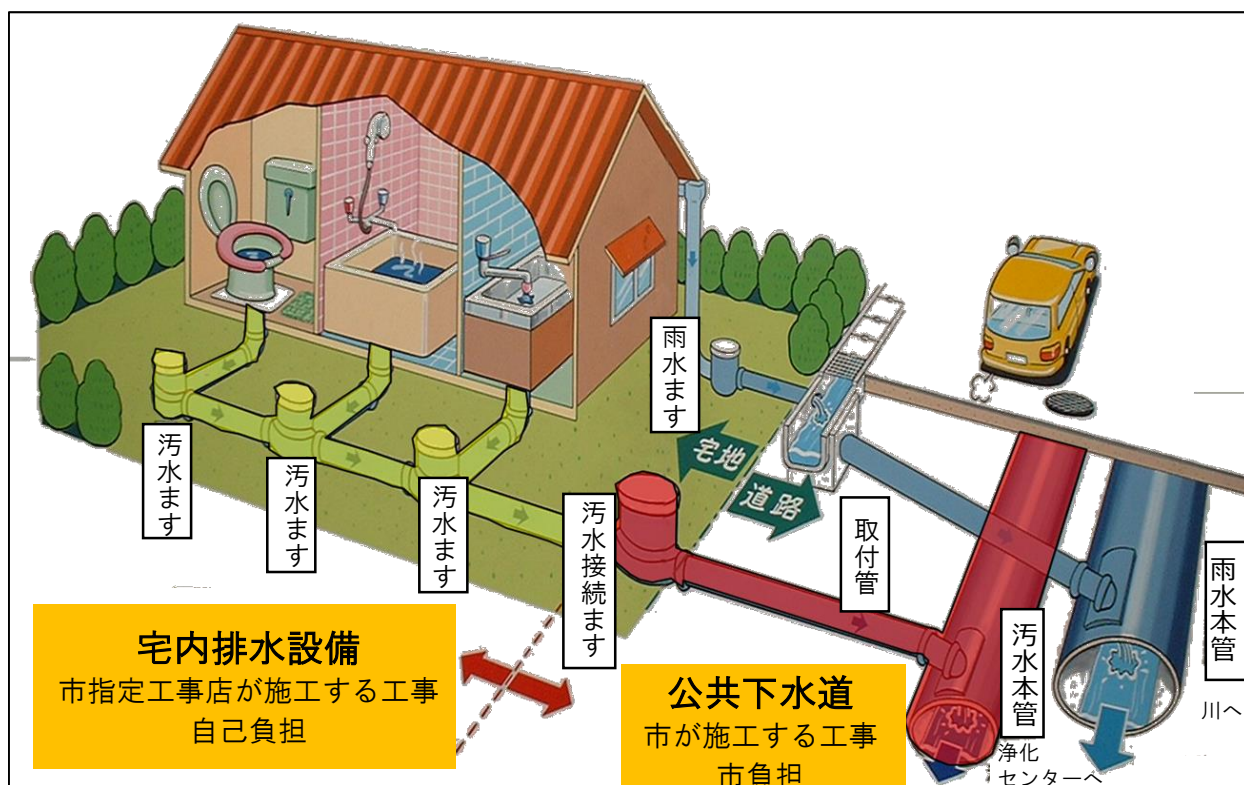
なお、下水道本管には、汚水を浄化センターまで流す汚水本管と、雨水を川へ流す雨水本管があります。

宅内排水設備

宅内排水設備とは、家庭や事業場などで発生した汚水を汚水接続ますに流すための排水設備のことで、事業場内の除害施設※も含みます。

汚水本管布設工事の後に私費で設置していただくことになります。

※ 事業場内（工場等）で水質基準値を超えた排水を処理し、公共下水道へ排出するための施設です。



ますの役目

汚水ます … 排水管の点検や、詰まった場合の掃除口です。

汚水接続ます… 宅内排水設備と汚水本管をつなぐ役目をしており、取付管や汚水本管が詰まった場合の掃除口です。

公共下水道が整備されたら必ず接続を

公共下水道が整備され、浄化センターで処理できる区域を「排水区域」といい、建物所有者には次のことが法律や条例により義務付けられています。

各家庭から出す、風呂・台所・トイレなどの汚水を公共下水道（汚水本管）に流すための宅内排水設備工事を行わなければなりません。

浄化槽は**1年以内**に接続を

公共下水道に切り替えると、家庭から出る汚水は浄化センターで処理されるので、浄化槽は必要なくなります。浄化槽は速やかに廃止して、公共下水道へ接続しましょう。なお、建物所有者には公共下水道に流入させるために必要な排水設備の設置が義務づけられています。

【下水道法第10条・春日井市下水道条例施行規程第10条の2】

台所・風呂場・洗濯機からの排水も汚水本管へ

現在、台所等の排水を道路側溝などに流している場合、遅滞なく、公共下水道に流すよう宅内の排水設備を設置することが義務づけられています。

【下水道法第10条】



くみ取り便所の水洗化は**3年以内**に

くみ取り便所は、公共下水道が使用できるようになった日から3年以内に公共下水道へ直接流す水洗トイレに改造することが義務づけられています。 【下水道法第11条の3】



雨水は道路側溝等から雨水本管へ

雨水と汚水と一緒に汚水本管へ流すと、大雨などの場合に浄化センターに大量の水が流れ込み、負担をかけることになり、浄化センターの処理能力も低下することになります。

雨水は、従来の道路側溝等へ流して汚水本管には接続しないでください。

排水区域内のすべての家庭が下水道への接続を済ませ、正しく維持・管理されて、はじめて下水道はその効果を発揮します。汚水を側溝へ流さないというマナーを守り、協力し合って良好な地域環境をつくり、快適な生活ができるようにしましょう。

～下水道が整備されると～



下水道の利用開始までの流れ

①公共下水道事業説明会（下水道工事、受益者負担金制度、**その他**）の開催



・新たに下水道を整備する区域内の皆様を対象に説明会を開催します。

②汚水接続ます設置申請書の提出



・汚水本管布設工事に併せて、各敷地内に汚水接続ますを設置するため、汚水接続ます設置申請書の提出をしていただきます。

③汚水本管布設工事・汚水接続ます設置



・下水道整備工事期間中に市が施工します。

④下水道事業受益者負担金説明会の開催



・新たに下水道事業受益者負担金を賦課する区域内の皆様を対象に説明会を開催します。

⑤供用開始（公共下水道を使用可能として告示した日）



⑥受益者負担金
（申告／決定／納付）
分割納付または一括納付

・下水道が供用開始された区域に土地を所有している方等（受益者）に、下水道事業受益者負担金を納めていただきます。（17 頁参照）



⑦宅内排水設備工事



・家屋所有者等の使用者が指定工事店へ依頼してください。
・工事を行う場合は、貸付制度を利用することができます。（16 頁参照）

⑧排水設備工事の完了



・市が排水設備の完了検査を行います。

⑨下水道使用料納付

・下水道を利用されますと使用水量に応じて使用料がかかります。（20 頁参照）

下水道工事について

市が行う工事

○汚水本管及び雨水本管布設工事

汚水本管とは、家庭などから出された汚水を浄化センターまで導く管です。

雨水本管とは、道路側溝等から集めた雨水を川へ放流する管です。

○汚水接続ます設置

汚水接続ます（以下「接続ます」）とは、汚水本管に接続する取付管に宅内の排水設備を接続する「ます」です。道路との官民境界から50cm以内の場所に設置します。希望する設置位置を「汚水接続ます設置申請書」※に記入し市へ提出してください。汚水本管布設工事と併せて施工します。

※「汚水接続ます設置申請書」の記載は、10頁をご覧ください。



使用者で行っていただく工事

○宅内排水設備工事

宅内排水設備は使用者負担で設置していただき、維持管理も各自で行っていただきます。必ず市が指定した「春日井市排水設備指定工事店（以下、指定工事店）」に依頼してください。

工事が不完全だと、宅内の排水設備が詰まったり、悪臭が発生する原因となります。このため、市は排水基準に合った設備を適切に施工するために必要な技術と知識を習得している指定工事店を指定しています。

建物や敷地の状況、工事の規模などによって工事費は異なりますので、指定工事店とよくご相談ください。



その他

○保留ます制度

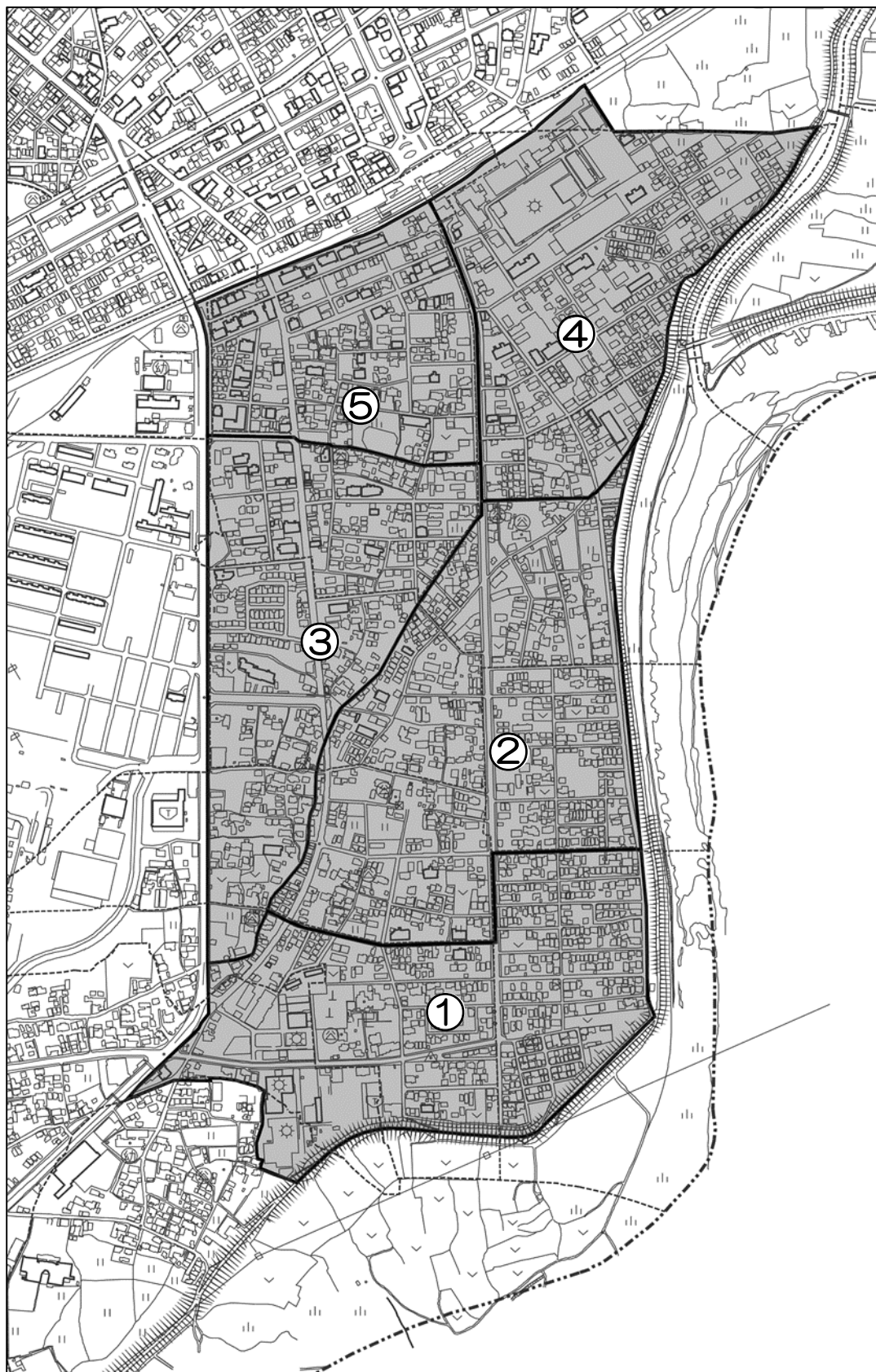
公共下水道の面整備時点で、無道路地等の理由で宅地化が困難で接続ますの設置ができない場合等に、申請により接続ますの設置を保留とする制度。

詳しくはお問い合わせください。

（下水建設課 工事担当 TEL 0568-85-6356）

下水道整備（工事）年度について

南部処理区上条地区の下水道整備年度については、次のとおりとなります。



【 整備年度等一覧表 】

	整備地域 (該当町名等)	下水道整備 (工事) 年度	受益者負担金 賦課年度	供用開始 年月日
①	上条町9丁目 上条町10丁目の一部 下条町字寺西 下条町字東本の一部 下条町字寺前の一部 下津町字北島の一部	平成30年度	平成31年度	平成31年 3月末日
②	上条町5丁目の一部 上条町6丁目の一部 上条町7丁目 上条町8丁目の一部	平成31年度	平成32年度	平成32年 3月末日
③	上条町4丁目 上条町6丁目の一部 上条町8丁目の一部 上条町10丁目の一部 王子町の一部	平成32年度	平成33年度	平成33年 3月末日
④	上条町3丁目 上条町5丁目の一部 小木田町字十七の一部	平成33年度	平成34年度	平成34年 3月末日
⑤	上条町1丁目の一部 上条町2丁目 弥生町字山ノ前の一部	平成34年度	平成35年度	平成35年 3月末日

汚水接続ますの設置

汚水接続ますの設置にあたり、市では、必要な事項を「春日井市公共下水道本管工事に係る汚水接続ます設置基準」として定め、公共下水道事業を円滑に進めることとしています。

汚水接続ます

直径20cm、深さ約1m、塩化ビニル製

汚水接続ますの設置場所

道路境界より50cm以内の位置

汚水接続ますの設置個数

- ・住宅のある土地 1戸につき1個（面積が500㎡を超えない場合）
- ・更地の場合 1筆につき1個（面積が500㎡を超えない場合）
- ・面積を500㎡で除した数を上限として設置可能（小数点以下を切り上げた個数）

汚水接続ます設置申請書の記載例

汚 水 接 続 ま す 設 置 申 請 書																			
486-8686 〇〇町 〇丁目〇〇番地 春日井 太郎 様		<table border="1"><thead><tr><th colspan="4">申 請 地</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="4">〇〇町 〇丁目〇〇番地</td></tr><tr><td>所有者番号</td><td>1234567890</td><td>地 積</td><td>1,234.00 ㎡</td></tr><tr><td>申請地の現況</td><td>更 地</td><td>建 物 付</td><td>汲 み 取 り 浄 化 槽</td></tr></tbody></table>		申 請 地				〇〇町 〇丁目〇〇番地				所有者番号	1234567890	地 積	1,234.00 ㎡	申請地の現況	更 地	建 物 付	汲 み 取 り 浄 化 槽
申 請 地																			
〇〇町 〇丁目〇〇番地																			
所有者番号	1234567890	地 積	1,234.00 ㎡																
申請地の現況	更 地	建 物 付	汲 み 取 り 浄 化 槽																
汚水接続ますの設置を、見取図の位置に申請します。																			
<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">申 請 者</th></tr></thead><tbody><tr><td>住所(所在地)</td><td>春日井市 鳥居松町 5丁目 44番地</td></tr><tr><td>氏名(名 称)</td><td>春日井 二郎</td></tr><tr><td>連 絡 先</td><td>TEL : 81-5111</td></tr><tr><th colspan="2">土 地 所 有 者</th></tr><tr><td>住所(所在地)</td><td>春日井市 〇〇町 〇丁目 〇〇番地</td></tr><tr><td>氏名(名 称)</td><td>春日井 太郎</td></tr><tr><td>確 認 者</td><td>平成 年 月 日</td></tr></tbody></table>				申 請 者		住所(所在地)	春日井市 鳥居松町 5丁目 44番地	氏名(名 称)	春日井 二郎	連 絡 先	TEL : 81-5111	土 地 所 有 者		住所(所在地)	春日井市 〇〇町 〇丁目 〇〇番地	氏名(名 称)	春日井 太郎	確 認 者	平成 年 月 日
申 請 者																			
住所(所在地)	春日井市 鳥居松町 5丁目 44番地																		
氏名(名 称)	春日井 二郎																		
連 絡 先	TEL : 81-5111																		
土 地 所 有 者																			
住所(所在地)	春日井市 〇〇町 〇丁目 〇〇番地																		
氏名(名 称)	春日井 太郎																		
確 認 者	平成 年 月 日																		
		<table border="1"><thead><tr><th colspan="2">見取図</th></tr></thead><tbody><tr><td colspan="2"> 50cm以内で希望される距離を記入してください。 敷地境界から「ます」までの距離を記入してください。 </td></tr></tbody></table>		見取図		50cm以内で希望される距離を記入してください。 敷地境界から「ます」までの距離を記入してください。													
見取図																			
50cm以内で希望される距離を記入してください。 敷地境界から「ます」までの距離を記入してください。																			

「春日井市公共下水道本管工事に係る汚水接続ます設置基準」は、市のホームページでご確認ください。

宅内排水設備工事の手順

工事は、春日井市排水設備指定工事店で

工事は、市が指定した春日井市排水設備指定工事店（以下「指定工事店」）でないとできません。工事をする時は、必ず指定工事店で施工してください。（春日井市下水道条例第8条）

見積書の依頼

工事の契約をする前に、指定工事店と工事の内容を確認し、見積書（できるだけ複数）の内容をよく確認してください。見積料や出張料が発生する場合がありますので、前もって指定工事店にお問い合わせください。



工事の契約及び申請

宅内排水設備工事は、指定工事店でなければ施工が出来ません。また、建物の増改築の工事と同様に、宅内の排水設備は私有物となりますので、工事契約は、皆様方と指定工事店との間で行ってください。また、工事内容を確認のうえ、必ず契約書を交わしてください。

指定工事店と契約をしていただいたあと、排水設備工事計画確認申請書を提出してください。

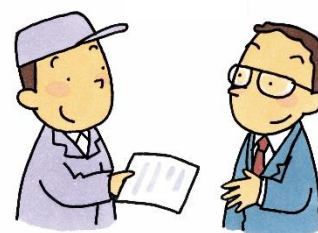
なお、申請に係る書類に記入押印するときは、内容をよく確認してください。

水洗便所改造資金貸付制度を利用されるときは、工事の契約と一緒に指定工事店に申し出てください。



注1：排水設備工事計画確認申請を行わずに工事をしますと、無断接続工事となりますので、ご注意ください。

注2：無断接続工事が発覚した場合、下水道使用料は下水道へ接続した日へ遡って請求を行います。（最長5年）



工事の完了検査

宅内排水設備工事が完了し、完了届が提出されますと、市の担当者が工事の完了検査に伺います。

完了検査は、原則申請者と施工をした指定工事店の責任技術者の立会いをお願いします。どうしても都合がつかないときは、事前に責任技術者と立会い、契約内容と工事内容が正しいか確認してください。検査の日程は指定工事店に通知します。



まずは指定工事店にご相談ください。

○宅内排水設備工事は指定工事店でないとできません

(春日井市下水道条例第8条)。

必ず指定工事店であることを確認してください。

○指定工事店以外の業者等に依頼されますと、申請ができない

ため完了検査や貸付制度が受けられません。

○最新の指定工事店は、市のホームページで確認できます。

○無断接続工事が発覚した場合、下水道使用料は下水道へ接続

した日へ遡って請求を行います。(最長5年)

春日井市排水設備指定工事店一覧

春日井市内

平成30年1月1日現在

番号	所 在 地			指 定 工 事 店 名	電話番号
1	あ 行	明知町	明知町789番地	合同会社 アールエムエス	0568-70-9055
2		朝宮町	朝宮町1丁目1番地の4	株式会社 日光設備	0568-34-3880
3			朝宮町1丁目21番地13	荒川設備工業	0568-82-6882
4		味美上ノ町	味美上ノ町1943番地の1	株式会社 岡田設備	0568-31-1931
5		穴橋町	穴橋町字山本1488番地	株式会社 秋吉組	0568-81-6710
6		大手田西町	大手田西町3丁目17番地の1	有限会社 石黒工業	0568-89-3894
7		大留町	大留町7丁目6番地22	株式会社 高座組	0568-51-0727
8		小木田町	小木田町267番地1	セントラル工業株式会社	0568-84-1550
9		押沢台	押沢台4丁目8番地5	トウワ設備工事	0568-92-7130
10	か 行	柏原町	柏原町1丁目189番地	本間建設株式会社	0568-29-8324
11		柏井町	柏井町5丁目228 ロイヤルマンション柏井101	住まいる住設	0568-85-0486
12		勝川町	勝川町3丁目51番地	成瀬工業株式会社 春日井営業所	0568-31-8997
13			勝川町西3丁目50番地	有限会社 晃信水道工業	0568-86-5121
14		上田楽町	上田楽町2638番地の10	小川興業株式会社	0568-82-2804
15		上ノ町	上ノ町1丁目8番地	有限会社 木野瀬水道	0568-32-3697
16		下条町	下条町1151番地8	大協建設株式会社	0568-81-4456
17		高蔵寺町	高蔵寺町2丁目49番地	有限会社 小林管工業所	0568-51-0824
18			高蔵寺町4丁目16番地の49	水野土木株式会社	0568-51-0039
19			高蔵寺町北1丁目120番地	川地設備工業	0568-51-4666
20		さ 行	篠木町	篠木町1丁目33番地の2	株式会社 ことごと
21	篠木町1丁目40番地			河口建設株式会社	0568-81-8911
22	篠木町1丁目43番地			合資会社 青山建材店	0568-81-3116
23	篠木町2丁目1310番地の224			株式会社 ウカイ設備	0568-81-2905
24	篠木町6丁目1番地1			株式会社 イナガキ住設	0568-93-6095
25	篠木町6丁目1643番地32			株式会社 池田産業 春日井営業所	0568-87-3888
26	篠木町6丁目2409番15			弘和住設有限会社	0568-84-8887
27	篠木町7丁目36番地5			株式会社 吉田設備	0568-83-3285
28	下市場町		下市場町4丁目5番地11	大沢工業株式会社	0568-41-9821
29	上条町		上条町2丁目92番地	流石 株式会社	0568-85-0775
30	白山町	白山町3丁目1番地9	中部水道株式会社	0568-52-1523	
31	神領町	神領町3丁目1番地22	株式会社 玉名建設	0568-52-9511	
32	た 行	鷹来町	鷹来町4930番地の4	名林建設株式会社	0568-84-0182
33		高山町	高山町3丁目17番地の12	伊藤設備	0568-32-8461
34		知多町	知多町2丁目101番地	ケントロン株式会社	0568-37-1231
35			知多町3丁目165番地	若狭建工業株式会社	0568-31-5233
36		中央通	中央通2-61プリンスハイツ中央通1003	ブラミング設備合同会社	0568-84-8084
37		出川町	出川町2丁目21番地の17	親和設備株式会社	0568-51-1092
38		鳥居松町	鳥居松町4丁目32番地	株式会社 松浦組	0568-84-3111
39			鳥居松町6丁目27番地	株式会社 林工業	0568-81-8000
40			鳥居松町6丁目192番地の7	株式会社 保坂工業所 春日井支店	0568-58-1400
41			鳥居松町7丁目53番地	丸水設備株式会社	0568-81-2428
42	な 行	中野町	中野町2丁目24番地の15	株式会社 平野設備工業所 春日井営業所	0568-31-6783
43		西山町	西山町1599番地の1の34	有限会社 長江設備工業所	0568-81-8008
44			西山町4丁目7番地の9	株式会社 下原水道工務店	0568-83-3400
45	如意申町	如意申町4丁目30番地10	山田設備工業	0568-31-2528	
46	は 行	八幡町	八幡町114番地2	アースメイク 株式会社	0568-35-6553
47		八光町	八光町5丁目19番地	株式会社 井藤	0568-34-1126
48		八田町	八田町3丁目2番地の14	株式会社 立華設備工業	0568-84-2866
49		林島町	林島町2丁目3番地4	坂本水道	0568-81-3505
50			林島町3丁目7番地6四クエア藤ノ木201	有限会社 ケーワイ設備	0568-87-7825
51		東野町	東野町7丁目3番地13	藤工業株式会社 春日井営業所	0568-84-2052
52			東野町西3丁目11番地16	有限会社 中央水道	0568-82-7605

番号	所 在 地		指 定 工 事 店 名	電話番号	
53	は 行	二子町	二子町2丁目16番地の12	株式会社 サンコーエンジニア	0568-31-5237
54		細木町	細木町2丁目99番地	有限会社 芝田工業	0568-36-8522
55	ま 行	前並町	前並町1丁目4番地の18	交芳建設株式会社	0568-33-1625
56			前並町3丁目4番地の12	家田設備株式会社	0568-31-3350
57		町屋町	町屋町3616番地の20	有限会社 中部設備工業	0568-84-9322
58		松河戸町	松河戸町4丁目7番地6	株式会社 長谷川工務店	0568-81-5455
59			松河戸町3丁目11番地10	株式会社 古賀クリーナー	0568-84-9229
60		妙慶町	妙慶町2丁目119番地	株式会社 本間工業	0568-32-1607
61		桃山町	桃山町5140番地の18	有限会社 板津設備	0568-87-6277
62			桃山町1丁目65番4	三晃工業株式会社	0568-81-7478
63		森山田町	森山田町30番地	有限会社 ヨコヤマ	0568-33-3003

春日井市外

番号	所 在 地		指 定 工 事 店 名	電話番号
64	西区	西区則武新町1丁目3番5号	株式会社 山越	052-571-8977
65		西区平出町134番地ユネス平出1F	株式会社 クラシアン 名古屋支社	052-504-9811
66		西区上橋町103番地	株式会社 ダイワプランニング	052-504-6180
67		西区野南町57番地	株式会社 アクアテクノス 名古屋営業所	052-508-4513
68	中村区	中村区八社1丁目160番地の1	株式会社 大和設備 名古屋営業所	052-351-3890
69	中川区	中川区五女子町2丁目88番地	有限会社 納谷設備	052-361-0911
70	港区	港区千鳥2丁目3番2号	株式会社 FINE	052-653-6383
71		港区須成町1丁目1番地	有限会社 中川メンテナンスサービス	052-652-2401
72	熱田区	熱田区波寄町2番27号	真野工業株式会社	052-884-3111
73		熱田区古新町2丁目91番地	DAISUI株式会社	052-681-6019
74	南区	南区鶴里町3丁目11番地	中衛工業株式会社	052-811-8111
75		南区元桜田町20番地の1	児玉設備工業株式会社	052-821-5318
76		南区本星崎町字大道392の1シティコープ本星崎701号	アイチECOプロ株式会社	052-693-9211
77		南区五条町2丁目1番地の163	有限会社 中島管工所	052-691-5570
78	緑区	緑区相原郷1丁目2609番地	ニッカホーム中部株式会社	052-899-3580
79	東区	東区矢田1丁目8番25号	有限会社 グリーン・ベア	052-722-3298
80		東区大幸1丁目3番27号	株式会社 サッポロエンジニアリング	052-722-6181
81	北区	北区楠味鏡3丁目209番地の2	有限会社 エムズコーポレーション	052-901-1714
82		北区福德町6丁目9番地の4	株式会社 システム ケイ	052-938-4812
83		北区喜惣治2丁目15番地の1	株式会社 共立ハウス設備	052-903-1055
84		北区田幡1丁目7番14号	株式会社 加藤設備事務所	052-915-5803
85		北区清水3丁目15番18号	株式会社 オークテック	052-325-3307
86	守山区	守山区大字中志段味字吉田洞2B81番地	寺沢工業	052-736-5306
87		守山区大森5丁目1114番地	矢田川建設株式会社	052-798-1180
88		守山区藪田町1108番地	株式会社 創建	052-798-5245
89		守山区四軒家2丁目609番地	積和建設中部株式会社	052-772-2411
90		守山区小幡太田15番20号	GROWTH株式会社	052-797-9188
91		守山区新守西2003番地	有限会社 富田設備	052-791-4676
92		守山区新守山708番地	桧山工業株式会社	052-793-4781
93		守山区吉根1丁目1712番地	有限会社 酒井設備	052-739-1555
94		守山区吉根1丁目2205番地	木下工業株式会社	052-736-2348
95		守山区桔梗平1丁目2204番地	小幡設備	052-736-9310
96		守山区青葉台503番地	有限会社 早坂設備	052-739-5824
97		千種区	千種区桜が丘226番地	三東設備工事株式会社
98	千種区高見1丁目18番9号		協立設備工業株式会社	052-751-2004
99	千種区天満通2丁目8番地		株式会社 前田工業	052-721-5368
100	昭和区	昭和区福江1丁目11番5号	株式会社 大同施設工業	052-872-4781
101		昭和区前山町2丁目2番地	有限会社 豊国施設	052-761-7529
102	瑞穂区	瑞穂区洲山町1丁目57番地1	株式会社 フジコー	052-853-2717

番号	所 在 地		指 定 工 事 店 名	電話番号
103	みよし市	打越町上屋敷40番地36	株式会社 増岡水道設備	0561-34-3143
104	東海市	富木島町北屋敷1番1号	株式会社 三重水道センター	052-618-9595
105	丹羽郡大口町	小口下之段11の4	株式会社 マサキ設備	0587-95-0083
106	北名古屋	六ツ師松葉115番地	有限会社 佐藤設備	0568-22-5726
107		久地野戌亥31番地1	株式会社 サン・クリエイト	0568-25-2277
108		弥勒寺西1丁目80番地	魚住水道有限会社	0568-21-2050
109		西之保青野24番地	有限会社 大永設備	0568-22-8219
110	岩倉市	大市場町郷廻234番地	株式会社 丹羽工務店	0587-66-0550
111	江南市	島宮町城23番地	有限会社 小田設備	0587-54-6109
112	犬山市	長者町7丁目5番地1	熊崎設備	0568-67-5571
113		上坂町4丁目18番地	丹羽設備	0568-61-7775
114		大字前原字北中根3番地2	株式会社 城東設備	0568-65-1227
115		字山神68番地1	共立水道株式会社	0568-67-0844
116		羽黒栄4丁目3番地1	株式会社 イトウ	0568-65-7208
117		字巾廻り30番地の2	株式会社 水野設備	0568-67-2534
118	小牧市	久保一色南2丁目199番地	有限会社 尾北住設	0568-73-7070
119		常普請2丁目320番地	有限会社 東春管工設備	0568-72-1402
120		大字横内252番地	サカイ技研株式会社	0568-74-4705
121		大字大草2722番地の1	株式会社 中部燃料	0568-79-8211
122		大字池之内696番地1	市原産業株式会社 尾張支店	0568-78-2737
123		大字池之内2790番地の2	株式会社 伊藤次郎商店	0568-79-8210
124		大字野口1333番地	株式会社 井戸田水道店	0568-79-2775
125		大字東田中字南新田1600番1	株式会社 ヤママ住設	0568-77-6985
126	尾張旭市	井田町2丁目375番地	株式会社 クアトロ	0561-76-7676
127		新居町下切戸1246番地9	株式会社 神田	0561-53-1685
128		桜ヶ丘町3丁目15番地	有限会社 ステップ	0561-55-4533
129	瀬戸市	品野町4丁目200番地	有限会社 東陽設備工業	0561-41-0927
130		東古瀬戸町29番地	株式会社 東海テック	0561-85-1361
131		共栄通3丁目53番地1	株式会社 タナカポンプ	0561-84-3733
132		東赤重町2丁目70番地	中部オーケーホーム株式会社	0561-82-6951
133		城ヶ根町18番地の3	有限会社 ライフ・オオナカ	0561-84-3859
134		弁天町83番地	瀬戸ガス水道株式会社	0561-84-8600
135	あま市	甚目寺桑丸45番地2	有限会社 ウサミ維持管理センター	052-442-0462
136		七宝町遠島大切戸1484番地の6	有限会社 まるば工業白退社	052-442-7820
137	海部郡	大治町 大字花常字堀之内境1番地	W.S.P.ウォーターシステムプランニング	052-441-6163
138		大治町 大字砂子字山ノ前763番地の1	アスカ設備株式会社	052-444-3383
139		蟹江町 大字須成字市場1331番地	株式会社 石原水道	0567-95-0516
140		蟹江町 学戸4丁目6番地	有限会社 岡田工業	0567-95-8683
141	一宮市	泉1丁目2番7号	後藤設備	0586-72-8561
142	稲沢市	今村町159番地	村手設備	0587-36-1041
143	津島市	神守町下町131番1	株式会社 光設備	0567-31-7662
144		唐臼町西島33番地	株式会社 山新設備	0567-31-0427
145		元寺町2丁目40番地	善勝有限会社	0567-22-5200
146		元寺町3丁目21番地2	株式会社 菅原設備	0567-24-1743
147	愛西市	日置町上川田102番地	佐藤配管株式会社	0567-24-4825
148		戸倉町中屋敷39番地の2	株式会社 タツダ	0567-28-3332
149		渚高町河原5番地の1	株式会社 中村設備	0567-37-2521

春日井市管工事業協同組合

番号	所 在 地	指 定 工 事 店 名	電話番号
	朝宮町1丁目23番地11	春日井市管工事業協同組合	0568-83-8288

水洗便所改造資金貸付制度

下水道処理区域内の皆様が、下水道へ接続する費用を一時的に負担することが困難な場合に、貸付制度を利用することができます。

貸付内容

○対 象

供用開始の告示の日から3年以内に改造される方
(相当の理由がある場合は、期間を延長することができます)

○貸付限度額^{※1}

くみ取り便所を水洗便所に改造する場合

→1件(大便器1設備)につき60万円以内

浄化槽から下水道に切替える場合

→1件(大便器1設備)につき40万円以内

※1 貸付金額は実際の工事費用と比べ、低い金額の貸付(100円以下切捨)となります。

○利息

無利息



貸付制度の申請者及び連帯保証人の要件

○申請者

- ・家屋の所有者、または家屋所有者に改造工事の承諾を得ている方
- ・市税及び下水道事業受益者負担金を完納している^{※2}方
- ・貸付けを受けた資金の償還能力がある方
- ・次の要件を備えた連帯保証人がいる方

○連帯保証人

- ・独立の生計を営んでいる方
- ・市町村税を完納している^{※2}方

※2 納期到来分について未納がないこと

償還の方法

貸付金は、貸付の翌月から48か月の均等月賦償還の方法により春日井市出納取扱金融機関、収納取扱金融機関へ毎月末日までに直接納付してください。

なお、口座振替制度はありません。

受益者負担金制度

公共下水道は、排出される汚水の安全で安定した処理を行い、水環境を守ること
を大きな目的とする重要な施設ですが、その整備には多額の費用を必要とします。

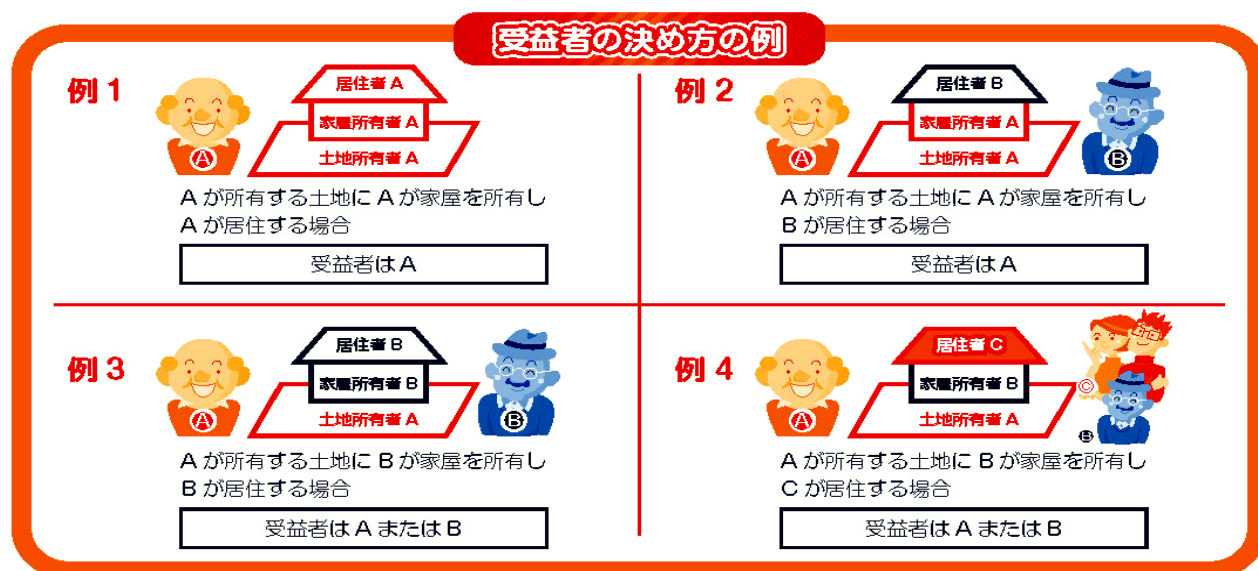
また、公共下水道は、誰もが利用できる道路や公園とは異なり、専ら、整備され
た地域の方が利益を受けることになります。そのため、公共下水道の恩恵を受けな
い地域の方々との負担の公平を保つ上からも、土地所有者の方等に事業費の一部を
負担していただくのが、受益者負担金制度です。

○ 受益者負担金の賦課対象は、供用開始（下水道が使用できる）区域の土地に対するもので、
取付管や汚水接続ます設置の有無によるものではありません。

受益者（受益者負担金を納めていただく方）

公共下水道が布設されることにより家庭や工場から排出される汚水が公共下水道
に流入する区域、すなわち公共下水道の排水区域内に土地を所有している方が受益
者となります。（下図の「受益者の決め方の例」をご参照ください。）

この受益者が受益者負担金(以下「負担金」という。)を納めていただく方となりま
す。



ただし、その土地に地上権、質権、使用賃借、賃貸借などによる権利が長期間に
渡って定められている場合は、その土地の権利者が受益者となる場合もあります。

負担金の対象となる土地

公共下水道の排水区域内の土地（国、県、市の所有する土地を含む）は、全て対象となります。ただし、道路、公園、河川などの公共用地は除きます。

なお、負担金は、その土地に対して、一度限り賦課されるものです。

受益者は申告制です

あらかじめ、公簿で調べた土地の所有者に受益者や受益地面積などを記入した受益者申告書をお送りしますので、内容をご確認のうえ申告をしてください。

なお、受益者申告書が返送されないときは、内容に変更がないものとして土地所有者を受益者として認定し、賦課させていただきます。

単位負担金額

単位負担金額は、1平方メートル当たり677円です。

負担金の額

負担金は、所有する土地の面積に、単位負担金額を乗じて算出します。

【例】100㎡（約30坪）の土地を所有する場合は、

$$100\text{㎡} \times 677\text{円} = 67,700\text{円} \text{ となります。}$$

納付方法・納期

納付方法は、分割納付と一括納付があります。分割納付は、負担金の総額を4年分割し、さらに年4期の計16回に分けて納めていただくもので、一括納付は、初年度の第1期に全額を納付していただくものです。

期 別	納 期 限
第1期	6月30日まで
第2期	9月30日まで
第3期	12月27日まで
第4期	2月末日まで

【 分割納付の例 】

○16分割の額

$$67,700\text{円} \div 4\text{年} \div 4\text{期} = \underline{\underline{4,231\text{円}}}$$

○分割納付額

$$\underline{\underline{4,700\text{円}}} \text{ (1期)}$$

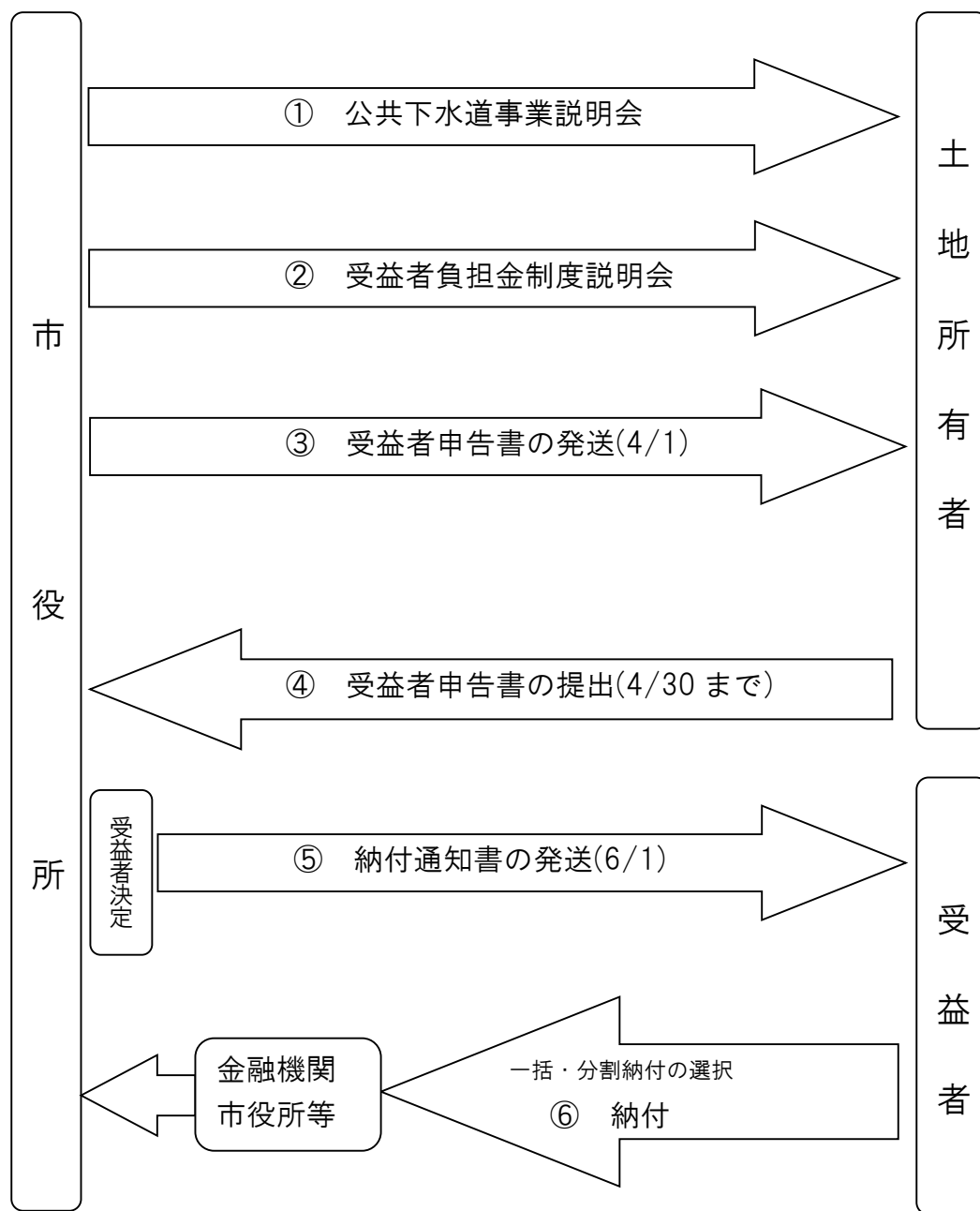
$$\underline{\underline{4,200\text{円}}} \text{ (2期から16期)}$$

○年間納付額

$$\underline{\underline{17,300\text{円}}} \text{ (1年目)}$$

$$\underline{\underline{16,800\text{円}}} \text{ (2年目から4年目)}$$

公共下水道事業説明会から負担金の納付までの流れ



①整備該当年度の当初に開催予定です。

②整備該当年度の1月に開催予定です。

①②共に説明会開催日の1か月前までに開催通知を発送します。

下水道使用料

宅内排水設備工事が完了し下水道の利用が開始されましたら、流れた汚水の量（下水道の使用水量）に応じて下水道使用料を納めていただくことになります。お支払いいただいた下水道使用料は、家庭や事業所から排出される汚水をきれいな水にするために必要な浄化センターの維持管理費用などにあてられます。

下水道の使用水量の決め方について

下水道の使用水量は、原則水道使用水量と同じとみなしますが、井戸水を使用される場合は次のように決めています。

使用形態	使用水量の算出方法（1か月）
水道水のみ使用	水道水の使用水量
井戸水のみ使用	$6 \text{ (m}^3\text{/人)} \times \text{世帯人数}$
水道水と井戸水の併用	水道水の使用量 + $3 \text{ (m}^3\text{/人)} \times \text{世帯人数}^{\ast}$ ※世帯人数の増減は届出が必要

下水道使用料の算定について

下水道使用料の算定は、月々の基本使用料と超過使用料を合計した金額になります。請求は2か月毎になります。

（下水道使用料単価表 用途：一般用）

	使用水量	使用料（税抜）
基本使用料（1か月）	0～10m ³	850円
超過使用料 （1m ³ あたり）	11～20m ³	90円
	21～30m ³	100円
	31～40m ³	105円
	41～50m ³	115円
	51m ³ ～	120円

下水道使用料の納付

下水道使用料は、水道料金とあわせて2か月毎にお支払いいただくことになります。なお、現在の水道料金のお支払いに口座振替をご利用の方は、下水道使用料も自動的に口座振替となり、水道料金と一緒に振替させていただきます。

こんなときは市へ届出を

次の場合は使用者からの届出が必要です。

- ・ 下水道の使用を開始するとき …………… 公共下水道使用開始届
- ・ 下水道の使用を一時的に中止するとき …… 公共下水道使用休止届
- ・ 下水道の使用を廃止するとき …………… 公共下水道使用廃止届
- ・ 下水道の使用を再開するとき …………… 公共下水道使用再開届

下水道使用料早見表（用途：一般用、2か月単位）

消費税込（8%）

水量 (m^3)	使用料 (円)	水量 (m^3)	使用料 (円)	水量 (m^3)	使用料 (円)	水量 (m^3)	使用料 (円)
0~20	1,836	—	—	—	—	—	—
21	1,933	41	3,888	61	6,053	81	8,332
22	2,030	42	3,996	62	6,166	82	8,456
23	2,127	43	4,104	63	6,279	83	8,580
24	2,224	44	4,212	64	6,392	84	8,704
25	2,321	45	4,320	65	6,506	85	8,828
26	2,418	46	4,428	66	6,620	86	8,952
27	2,515	47	4,536	67	6,733	87	9,076
28	2,612	48	4,644	68	6,846	88	9,200
29	2,710	49	4,752	69	6,960	89	9,325
30	2,808	50	4,860	70	7,074	90	9,450
31	2,905	51	4,968	71	7,187	91	9,574
32	3,002	52	5,076	72	7,300	92	9,698
33	3,099	53	5,184	73	7,413	93	9,822
34	3,196	54	5,292	74	7,526	94	9,946
35	3,293	55	5,400	75	7,640	95	10,070
36	3,390	56	5,508	76	7,754	96	10,194
37	3,487	57	5,616	77	7,867	97	10,318
38	3,584	58	5,724	78	7,980	98	10,442
39	3,682	59	5,832	79	8,094	99	10,567
40	3,780	60	5,940	80	8,208	100	10,692

・ 一般用とは

公衆浴場（銭湯）や工事などで臨時的に公共下水道を使用する場合以外のすべて

私たちの下水道を大切に

公共下水道ができたからといって、何でも流していいということではありません。公共下水道は快適な生活環境をつくり出すための公共の財産です。公共下水道に汚水を流すときには、個人個人が十分に注意して使用しないと故障の原因となったり、設備の寿命を縮めることになります。

台所では、野菜くずや残飯を流さないようにしましょう

野菜くずや残飯、てんぷら油などの食用廃油などを流さないようにしましょう。



水洗トイレにはトイレットペーパー以外のものを流さないようにしましょう

水に溶けない紙やおむつ、タバコ、ガムなどを流すと詰まりの原因になります。また、流す水の量が少ないと、汚物が十分に流れずに詰まったり悪臭発生の原因となることがあります。



下水道に有機溶剤を流さないようにしましょう

ガソリン、オイル、シンナー、アルコール類などの揮発性の高い危険物を流すと汚水管内で爆発を起こす原因となったり、浄化センターの機能を低下させたりします。



ディスポーザー排水処理システムの設置について

ディスポーザー排水処理システム（以下、システム）は生ごみを投入する粉碎機だけでなく、粉碎した生ごみを処理する装置で構成されています。システムを設置すると生ごみの量を減らせる等のメリットがありますが、宅内排水管にごみが付着しやすく詰まりの原因になる、装置の定期的な点検・維持管理が必要等のデメリットもあります。

また、一定の性能基準を満たす必要があるため、システムを検討される場合は、事前にお問い合わせください。

（上下水道業務課 排水設備担当 TEL 0568-85-6348）

宅内排水設備の詰まり

市の管理する汚水接続ますより上流にあたる宅内側は、使用されている皆さんが管理する部分になりますので、詰まった場合は、春日井市排水設備指定工事店等にご連絡ください。

なお、春日井市排水設備指定工事店一覧表は 13 頁をご覧ください。最新の一覧につきましては、市のホームページでご確認いただくか、お問い合わせください。

(上下水道業務課 排水設備担当 TEL 0568-85-6348)

- ・台所から出たところにある汚水ますが最も詰まりやすいので、1 か月に 1 回くらいは清掃してください。
- ・食用油の廃油等、油脂類は直接流さないようペーパー等で吸い取り処分してください。

公共下水道の詰まり、下水道マンホール蓋のがたつき

各宅地に設置された汚水接続ますから市が公共下水道として管理していますので、汚水接続ますから汚水本管の間が詰まった場合は、ご連絡ください。

下水道マンホールの蓋のがたつき等の異変を発見した場合も、危険防止のためご連絡ください。

○ 平日 8 時 30 分～17 時 15 分

下水建設課 維持担当 TEL 0568-85-6368

○ 土・日曜日、祝休日、夜間、年末年始

市役所宿直室 TEL 0568-81-5111

よくある質問

下水道計画について

【問１】春日井市の下水道整備は何に基づいて進められていますか。

【答１】平成２４年２月に策定した「春日井市公共下水道事業中長期施設整備計画」に基づき、平成３０年度から平成３４年度にかけて上条地区の整備を進める計画としています。

【問２】整備箇所の順番はどのように決められていますか。

【答２】人口密集地などの下水道の整備効果が高い区域を選定しています。

【問３】平成３０年度から整備が始まる上条地区内での整備の順番は、どのように決められたのでしょうか。

【答３】上条地区の排水は南部浄化センター（松河戸町）で処理されることとなるため、上条地区の中で下流から整備を進める計画としています。

公共下水道工事について

【問4】公共下水道工事は1日でどれくらい進みますか。

【答4】厳密な高低（勾配）管理を行うため、1日に約4～6メートル位です。

【問5】公共下水道工事は、なぜ何度も道路を掘り返すのですか。

【答5】下水道管を埋設する道路には、水道管やガス管などが埋設されている場合が多くあります。特に道路が狭い場合には、これらの管を下水道管埋設の前に支障のない位置に動かしておく必要があるからです。

【問6】水道・ガス管の移設工事のとき家庭の供給は止まりますか。

【答6】一時的（数時間）に止まります。

【問7】今回の工事は汚水本管と雨水本管を入れるのですか。

【答7】その通りです。

【問8】具体的な施工場所などの工事スケジュールを教えてください。

【答8】市では週に1回、工事に関わる全ての業者を集めて週間工程会議を行います。そこで、袋小路になっていないか等の交通規制を調整し、工事を施工する一週間ほど前には車両が支障となるような方には事前にご案内します。

【問9】工事中は家への出入りに支障がでますか。また、工事中の交通規制に伴い、宅地への出入りは可能ですか。

【答9】家への出入りは可能です。工事区間の内、約20メートル程度の規制区間が日々除々に移動します。規制に伴い出入りできなくなる宅地については、事前に施工業者が連絡するとともに、仮の駐車場を設けるなどして対処いたします。

【問10】工事予定区域内で飲食店の経営をしています。工事期間中に「営業中」などの看板類を設置し、営業に支障のないよう協力してもらえますか。

【答10】工事により営業に來たす支障を最小限とするよう、道路規制箇所等に看板類を設置することは可能です。

【問11】敷地境界にコンクリート塀があり、基礎の大きさはわかりません。取付管は塀の下を通すのか、塀を壊すのかどちらになりますか。

【答11】コンクリート塀の下を通すので、原則として塀を壊したりはしません。ただし、施工が困難でやむを得ず塀等を壊すような場合は、事前に協議を行い、施工します。

汚水接続ます設置について

【問12】汚水接続ます（以下「接続ます」）は、どここの位置に設置すればいいのでしょうか。

【答12】合併浄化槽をお使いならば宅地内の配管が浄化槽に集中していますので、一般的には浄化槽の付近に接続ますを設置するのがよいと思います。単独浄化槽をお使いの場合は、お風呂や台所などの雑排水がどこを流れているか確認していただき、流れの終点に設置します。汚水を集めるために配管工事が必要になる場合がありますので、事前に指定工事店に相談されるのがよいと思います。

【問13】接続ます設置申請書の提出後に設置場所を変えることはできますか。

【答13】接続ますを設置するときに業者が必ず再確認しますので、そのときに変えてもらうことは可能です。

【問14】接続ますの設置位置の道路境界から50cmというのは、何に基づいて決められていますか。

【答14】接続ますには取付管などの維持・管理の目的がありますので、市では道路境界から50cm以内のところに設置していただくようお願いしています。ただし、50cm以内のところに物理的に設置が困難な場合には、現場に合わせて対応させていただきます。なお、市では「春日井市公共下水道本管工事に係る汚水接続ます設置基準」を制定し、排水設備の整備促進並びに円滑な維持管理を図っています。

【問15】道路と宅地に段差があります。このような場合でも接続ますを設置してもられますか。

【答15】段差がある場合においても、将来使用される際に支障のないように設置工事を行います。

【問16】接続ますの設置工事について、施工の順番に融通は利きますか。

【答16】なるべく要望を伺いますが、隣近所の状況により要望に添えないこともあります。家の近くを施工する際は、およそ1週間前には業者から連絡します。

【問17】浄化槽のところに接続ますを設置する際、浄化槽撤去後の接続ます設置は個人負担となりますか。また、個人負担となる場合、減免措置はありますか。

【答17】接続ますの設置費用は個人負担となります。浄化槽撤去後の接続ます設置に際し、減免措置等の制度はありません。

【問18】 接続ます設置箇所がコンクリート若しくはタイル張りですが、接続ます設置後はタイルを復旧してくれますか。

【答18】 接続ます設置後は、地表面をコンクリートにて復旧します。タイルについては、宅内排水設備工事の際に個人にて復旧をお願いします。また、植木・ガス・水道等の宅地内の移設につきましても、同様に個人負担をお願いします。

【問19】 商店・工場など、車が頻繁に出入りしたり、重い車が乗る所に接続ますを設置する場合、荷重に耐えられますか。

【答19】 このような場合は、個人負担で鉄製の蓋に取替えていただくことが可能です。標準の蓋との差額を個人負担していただくこととなります。なお、市で設置する蓋は塩化ビニル製で、普通車の荷重まで耐えられます。

【問20】 更地等で排水の利用形態が決まっていない土地について、接続ますは公共下水道工事後でも付けてもらえますか。

【答20】 公共下水道工事終了後の設置費用は個人負担となりますので、工事期間中に申請をお願いします。設置箇所については、下水建設課にご相談ください。

【問21】 個人負担で接続ますを設置する場合、下水道工事期間中と下水道工事完了後では、負担する費用は大きく変わりますか。

【答21】 公共下水道工事期間中に接続ますの設置申請をしていただくと、工事終了後に個別に設置するよりも費用を抑えることができる場合もありますので、下水建設課にご相談ください。

【問22】 土地の面積が2,100㎡ですが、接続ますは何個付けられますか。また、権利分の個数を設置しないといけませんか。

【答22】 土地の面積が2,100㎡の場合、5個まで設置できますが、全部設置する必要はありません。申請が1個なら1個設置します。詳細は市のホームページをご覧ください。

【問23】 1個の接続ますに、複数の配管を接続できますか。

【答23】 1個の接続ますに複数の配管を接続することは可能です。

【問24】 家の配管がどうなっているかわかりません。申請書にはどのように書けば良いですか。

【答24】 トイレ・風呂・浄化槽などわかっている部分を書いて提出してください。

【問25】母屋と離れがあり、ともに排水設備がありますが、接続ますは2個必要ですか。

【答25】接続ますの設置は1個でも問題はありません。ただし、接続ますは建物1戸につき、1個設置ができますので、公共下水道工事中であれば市負担で2個設置することが可能です。

【問26】下水道への切り替え義務が建物所有者にあるとの事ですが、建物所有者に通知は送られますか。

【答26】公簿確認を行い土地所有者及び建物所有者へ供用開始のお知らせをお送りします。また、送付後に下水道への切り替え工事が行われていないお宅には、個別に訪問しています。

宅内排水設備工事について

【問27】 公共下水道はいつから使用できますか。

【答27】 供用開始日（公共下水道がご利用になれる日）から使用できます。供用開始日は、公共下水道工事が終わり、公共下水道を皆さんがご利用できるようになると、告示や文書でお知らせします。

【問28】 公共下水道への接続工事は、いつまでに行わないといけませんか。

【答28】 公共下水道の整備が完了しましたら、次のとおり切替工事（宅内排水設備工事）をしていただきますようお願いします。

浄化槽は・・・1年以内（下水道法第10条、春日井市下水道条例施行規程第10条の2）

汲み取り便所は・・・3年以内（下水道法第11条の3）

※ 炊事・洗濯・風呂などの生活排水も公共下水道への切替工事をしてください。

【問29】 宅内排水設備の設置義務者は誰ですか。

【答29】 下水道法により建築物の敷地である土地にあっては当該建築物の所有者、建築物の敷地でない土地にあっては当該土地所有者の方が義務者となります。

【問30】 下水道への接続は義務ですか。

【答30】 下水道法で「公共下水道の供用が開始された場合においては、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水設備を設置しなければならない」とされています。

【問31】 指定工事店はいつまでに決めれば良いですか。

【答31】 公共下水道工事が終わったあと、「供用開始の通知」をお届けしますので、そのあとに指定工事店を決めて排水工事を実施して頂ければ結構です。また、污水接続ますの設置位置で排水設備工事の金額が変わる可能性がありますので、下水道整備工事に伴う污水接続ます設置申請の時点から見積を取る等、準備しておくことをお勧めします。

【問32】 指定工事店が多数ありますが、どこに頼めば良いですか。

【答32】 指定工事店は、全て愛知県の排水設備工事責任技術者試験に合格した責任技術者が専属していますので、どの工事店を選んでも一定の技術が確保されています。排水設備工事店同士の自由競争の観点から、市から金額に対して指導はしていませんので、後々の維持管理や、担当者の人柄等を考慮して指定工事店を選定していただければよいと思います。

【問33】 宅内排水設備設置工事費はいくらくらいかかりますか。

【答33】 排水設備の設置工事費は、宅地の条件により異なります。工事費の相場を把握するために、複数の工事店の見積を比較した上で工事店を決定することをお勧めしています。なお、市条例で排水設備の設置工事は、「指定工事店」でしか施工できないと決まっておりますので、工事の依頼は指定工事店でお願いします。また、見積料や出張料が発生する場合がありますので、前もって確認してください。

【問34】 排水設備工事に伴い、トイレが使えなくなりますか。

【答34】 浄化槽の近くまで宅内排水管を施工した後、最後に浄化槽の撤去、トイレや風呂、公共ますへの接続を行うので、トイレが使えなくなるのは、この時の半日程度になります。

【問35】 既存の配管はそのまま使えますか。ますから臭うことはありませんか。

【答35】 雨水の混入の有無、必要なますがあるか、管の勾配が適正かなどの基準を指定工事店が確認し、問題がなければ既存の配管を使用出来ます。また、既設ますの蓋に支障がある場合は、交換の必要があります。悪臭については、汚水の蓋は密封構造になっているので臭うことはありません。

【問36】 下水道への切替時の浄化槽の処理方法はどうすれば良いですか。

【答36】 浄化槽の処理方法は、すべて撤去してしまう方法、浄化槽を洗浄した後、底部に穴を開けて上だけを撤去して残りは埋めてしまう方法、雨水貯留施設に改造して転用する方法の3つを紹介しています。どの方法をとるかは個人にお任せしています。

【問37】 雨水排水の工事は必要ないですか。

【答37】 既に雨水のみを単独で道路側溝に流している場合は、新たに雨水排水の工事は必要ありません。汚水と雨水が混在している場合は、汚水と雨水に排水を分離する必要があります。まずは、汚水に雨水が混入していないかチェックしてください。

【問38】 汚水接続ますを設置したあと清掃は必要ですか。

【答38】 一般家庭でも、宅内排水設備が詰まったりする事があります。このため、特に台所周辺のますは月に1回程度は点検していただくようお願いします。

詳しくは22頁、23頁の「私たちの下水道を大切に」をご覧ください。

【問39】 汚水とはトイレの水以外にどんなものがありますか。

【答39】 汚水とは雨水以外のもので、基本的には蛇口から出た水は汚水と考えていただいて構いません。ただ、ガーデンパン等で、屋根がなく雨水が混入する場合は浸透ますを経由してから雨水管に、屋根があって雨水が混入しない場合は污水管に接続するようお願いしています。

【問40】 トイレからの汚水だけを公共下水道に流すことはできますか。

【答40】 汚水の一部のみを公共下水道に流すことは、下水道法の観点からも認めていません。

水洗便所改造資金貸付制度について

【問41】 どんな制度ですか。

【答41】 既存のくみ取便所、浄化槽便所の汚水等を公共下水道に接続するために必要な工事費用を申請者に貸付する制度です。

【問42】 この制度のメリットは何ですか。

【答42】 利息が無利息であることです。返済期間は4年間（48か月）で、均等月賦返済です。

【問43】 借りられる金額はいくらまでですか。

【答43】 貸付限度額は大便器の数によって決まります。

くみ取便所の改造は、大便器1施設につき60万円、浄化槽便所の改造は、大便器1施設につき40万円です。

限度額と実際にかかった工事費用を比較し低い方の金額を借りることができます。例えば、浄化槽便所が2つで、工事費用が75万円の場合は、限度額80万円（40万円×2）と工事費用75万円を比較し、貸付額は75万円となります。

【問44】 申請する場合はどうしたらいいですか。

【答44】 貸付の申請は指定工事店を通じて行いますので、工事申込の際に指定工事店へ「貸付を利用したい。」とお申しつけください。

【問45】 準備しておく書類はありますか。

【答45】 申請者と連帯保証人の方は次の書類が必要となります。

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 申請者（施主） | 1 印鑑登録証明書（発行から3か月以内のもの） |
| | 2 市税の滞納がないことの証明（発行から1か月以内のもの） |
| | 3 償還能力を確認できる次の書類 |
| | （次のいずれか1つ。発行できる最新年度のもの） |
| | 課税証明書、源泉徴収票、確定申告書(控)の写し |
| 連帯保証人 | 1 印鑑登録証明書（発行から3か月以内のもの） |
| | 2 市税の滞納がないことの証明（発行から1か月以内のもの） |

受益者負担金について

【問46】 受益者負担金制度採用の理由は何ですか。

【答46】 公共下水道事業は、道路や公園などの施設と違い、それが整備されることにより利益を受ける人が限定されるため、事業費の一部を負担していただくことにより、利益を受けない区域の住民との負担の公平を確保することにあります。

【問47】 公共下水道整備は、公費負担で行うべきではないでしょうか。

【答47】 公共下水道事業は一般の公共施設や公園や道路のようにだれでも利用するものと異なり、汚水の排除を目的としているため、受益者が土地所有者や権利者に限定されているという特徴があります。つまり、公共下水道整備を税金だけでまかなうと、公共下水道が整備されていない区域の方々に不公平な負担が生じてしまいます。そこで、公共下水道を利用できる受益者に負担金をお願いすることで、公共下水道整備費の一部に充て、負担の公平を図っています。

【問48】 土地の所有者と権利者がいる場合、受益者は、誰になりますか。

【答48】 原則的には公共下水道の排水区域内の土地の所有者が受益者となります。ただし、その土地が地上権、質権または使用貸借あるいは賃貸による権利（一時使用は除く）の目的となっている場合については、所有者と権利者の双方で協議のうえ、決定してください。

【問49】 受益者の申告は誰が提出するのですか。

【答49】 申告書の用紙は土地の所有者にお送りします。土地の所有者が受益者になる場合には、その土地の所有者が申告してください。土地所有者と受益者(権利者)が別の人である場合には、受益者(権利者)と連署・連印のうえ、土地所有者が申告してください。

【問50】 申告をしない場合はどうなりますか。

【答50】 皆様のご協力で公共下水道整備を進めてまいりますので必ず申告書のご提出をお願いいたします。どうしても申告書がいただけない場合は、受益者負担に関する条例施行規程第4条により市長が認定し、土地の所有者の方が受益者となります。

【問51】 土地所有者と権利者の間に、相続などにより、その土地について係争中のときは、市は調停してくれますか。

【答51】個人同士の権利の生ずる問題に、市が介入することはできません。この場合、負担金の賦課を保留にすることはできませんので、土地所有者や代表者に申告していただき受益者を決定しますが、係争が解決するまで負担金の徴収を猶予しますので、「下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書」を提出していただくこととなります。

【問52】土地を何人かで共有している場合は、誰が受益者となるのですか。

【答52】共有している人全員が受益者となり、連帯して負担金を納付する義務がありますが、その中から共有代表者を選んでいただき、申告していただくこととなります。納付書等は、その代表者に送付させていただきます。

【問53】借家人は受益者となることはできないのですか。

【答53】借家人は受益者となることはできません。それは、借家人は家を借りているのであって負担金の対象となる土地には何の権利も有していないからです。

【問54】受益地が亡くなった人の名義になっており、まだ相続登記が完了していない場合は誰が受益者ですか。

【答54】遺産分割協議等により確定した相続人で協議のうえ、受益者を決定し申告ください。

【問55】負担金の納付期間内(4年)に受益者が変更になった場合は、どうなりますか。

【答55】土地の売買、相続、使用賃借などにより受益者が変更になった場合は、10日以内に「下水道事業受益者異動申告書」を提出していただきます。申告の日までに納期に至っている分は、変更前の受益者に納めていただき、提出後の納期分から新しい受益者に納めていただくこととなります。

なお、異動届の申告をされない場合は、売買・相続等の事由により所有者が変わっても、引き続き、従前の所有者(受益者)に負担金の納付をお願いすることになります。また、一度負担金を納めていただいた土地については、所有者が変わっても再度負担金が発生することはありません。

【問56】負担金の額は、なぜ土地の面積に応じて計算されるのですか。

【答56】受益者負担金は、税金や使用料のように毎年の現況・使用の実態に基づき賦課されるものではなく、下水道の整備にあたり一度限り賦課されるものです。負担額の算定の基準として、土地の面積を用いますが、これは、時間の経過による変動のない土地の面積に応じて負担していただくことが、長期的にみて公平な方法と考えられるためです。

この他の、建物を基礎とする場合では、建物面積や新築、増築、取壊し等で賦課額が変わり、また、世帯人数を基礎とする場合では、転入や転出などの異動が生じやすいなど、算定の条件変化が起きやすく、公平性を欠くことになり、受益者負担金の算出には適さないと考えています。

【問57】 私道にも負担金はかかりますか。

【答57】 私道は将来宅地になることも考えられますので、負担金をお願いしています。ただし、公道から公道へ通じる公共性の高い私道敷等で一定の要件を備えている土地については、負担金を減免できる場合も **あります**ので、市へ相談のうえ負担金の減免申請をしてください。

【問58】 私道について負担金が減免**されない場合は誰が負担するのですか。**

【答58】 私道については賃借権、地上権、使用賃借等の権利がついている場合には一般の場合と同じくそれら権利者に負担していただきます。

そのような権利がない場合は、土地所有者に負担していただきます。

【問59】 負担金の徴収時期と支払方法はどのようになりますか。

【答59】 「受益者負担金納付通知書」は6月1日に発送いたします。負担金は4年間で納めていただきますが、さらに1年を4期(6月、9月、12月、翌年2月)の延べ16回に分けて市税などと同様に **出納取扱金融機関**等で納めていただくことになります。なお、全額を一括で納付することもできます。

【問60】 負担金の徴収が猶予されるのは、どんな場合ですか。

【答60】 受益者が災害等により負担金を納付することが困難になった場合、係争地の場合、生産緑地指定地の場合、公道に接していない等の土地の場合などには、市長が定めた基準により徴収が猶予されることがあります。そのような場合には、「下水道事業受益者負担金徴収猶予申請書」により申請してください。

なお、徴収猶予基準の詳細については市ホームページをご覧ください。

【問61】 負担金が減免されるのは、どんな場合ですか。

【答61】 道路、公園、河川などの公共用地は、最初から負担金は徴収しないことになっていますが、官公署、社会福祉施設、学校、宗教法人施設、消防施設、町内の公民館などの施設用地、または生活扶助を受けている人の土地などの場合は、基準により一定の割合で減免されることになります。その場合は、「下水道事業受益者負担金減免申請書」により申請してください。

【問62】既に浄化槽があり水洗便所になっていても、負担金は払わなければいけないのですか。

【答62】浄化槽は、公共下水道施設ではないため、合併処理浄化槽であっても処理された水は側溝に流れます。

公共下水道が整備されると、水洗便所のみでなく、台所・風呂・洗面所等から流される生活雑排水を直接汚水本管に流すことにより、側溝が衛生的になります。

公共下水道は、都市の基幹施設として、様々な目的の中、環境衛生の整備も大きな目的となっていますので、浄化槽であっても公共下水道建設に要する費用の一部である負担金をお願いすることになります。

【問63】田や畑も負担金が賦課されますか。

【答63】負担金は、公共下水道が整備される区域内的の道路、公園、河川などの公共用地以外の全ての土地が対象となります。

現状が農地であったとしても、下水道整備から受ける土地の付加価値が向上することにおいて変わりはなく、他の土地と受益は等しいため、負担金を賦課させていただくこととしております。ただし、生産緑地指定地については、申請により徴収猶予制度を受けることができます。

【問64】負担金を払った場合、宅内排水設備の工事まで市がやってくれますか。

【答64】市は、公道内の汚水本管と各宅地に接続ますを設置する工事を行い、宅内排水設備工事は行いませんので、自己負担で工事をお願いします。

なお、工事の資金につきましては、無利息の「水洗便所改造資金貸付制度」（16頁参照）がありますので、ご相談ください。

【問65】負担金を払わなかった場合は、どうなりますか。

【答65】負担金は、都市計画法第75条と市の尾張都市計画下水道事業受益者負担に関する条例に基づき、受益者にご負担をお願いするものです。負担金を滞納した場合には、「国税滞納処分の例」により国税の滞納処分と同様に取り扱うこととなります。

また、納期内に納付されないときは、条例により督促状の送付、延滞金の加算などを行いますので、期限内に納付いただきますようご協力をお願いします。

【問66】負担金を納めた場合、税の控除は受けられますか。

【答66】都市計画法の規定に基づいて賦課される負担金で、業務(営業に使用している部分)に係るものは、一定の基準により必要経費に算入することができるとされています。詳しいことにつきましては、税務署にお尋ねください。

下水道使用料について

【問67】 公共下水道の使用は有料ですか。

【答67】 下水道使用料は、水道使用量に応じて、水道料金とあわせて徴収します。
なお、下水道使用料は下水道使用の対価として納めていただくもので、公共下水道施設の維持管理経費にあてられます。

【問68】 井戸水を使用している場合の下水道使用料はどうなりますか。

【答68】 世帯人数に月 6 m^3 を乗じた数値を下水道使用量として料金を計算します。
また、水道水と井戸水を併用されている場合は、世帯人数に月 3 m^3 を乗じた数値と水道使用量の合計を下水道使用量として料金を計算します。世帯人員の増減が**あ**った場合は届出が必要となります。

【問69】 庭への散水に使った水等も使用料に含まれますか。

【答69】 下水道使用料は水道の使用水量を基準としています。従って、散水に使われた水も使用料として請求されます。

【問70】 下水道へ接続後は、いつから下水道使用料を支払うのですか。また、どのように支払えばよいですか。

【答70】 下水道使用料は、下水道を使用開始するときに、市へ下水道使用開始届の提出が必要となります。開始届に記入されている使用開始日から下水道使用量の計算がされます。請求は水道料金と同時にされるので、下水道使用料の金額は2か月に1度発行する検針伝票でご確認ください。

支払方法は、納入通知書による方法（**金融機関**、コンビニエンスストアで支払可能）と口座振替による方法があります。現在水道料金を口座振替でお支払いいただいている場合、下水道使用料は水道料金と合わせ、自動的に口座振替となります。



写真（春日井市のマンホール蓋）

（お問い合わせ先）

お問い合わせ内容	担当課・電話番号
下水道計画に関する事	上下水道経営課 計画担当 TEL 0568-85-6347
下水道工事に関する事	下水建設課 工事担当 TEL 0568-85-6356
下水道の維持管理に関する事	下水建設課 維持担当 TEL 0568-85-6368
宅内排水設備に関する事	上下水道業務課 排水設備担当 TEL 0568-85-6348
水洗便所改造資金貸付制度に関する事 受益者負担金に関する事	上下水道業務課 料金管理担当 TEL 0568-85-6349
下水道使用料に関する事	上下水道業務課 料金管理担当 TEL 0568-85-6346